
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 31 回作業部会及び第 32 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、IFRS 第 15 号及びこれに関連する改正会計基準等に関するエンドースメント手続について、第 31 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 2 月 23 日開催）及び第 32 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 3 月 27 日開催）において聞かれた主な意見をまとめている。

第 31 回作業部会（2017 年 2 月 23 日）で聞かれた意見

（収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認）

2. IFRS 第 15 号が支配の移転の考え方をを用いていること、及び、原価回収基準を用いていることについての結論に違和感はないが、結論に至る事務局の分析が不足しているため、IFRS 第 15 号の説明を踏まえた評価を補うべきである。

→公開草案の文案の検討過程で対応する。

（IFRS 第 15 号における開示の検討）

3. IFRS 第 15 号の基準開発の過程において、IASB が各開示項目における作成コストを認識しつつ、そのうえで情報の有用性が作成コストを上回ると結論付けたことを踏まえると、開示項目の「削除又は修正」の要否の検討でも、有用性とコストのバランスの観点を検討する必要があるのではないか。

4. エンドースメント手続の中で意見発信を行うかどうかを検討するのであれば、意見発信に対する他国の反応を想定し、意見発信による影響を考慮すべきではないか。

→適用に向けて世界中で対応を行っている現時点で、意見発信により他国から賛同を得ることは現実的には難しいと考えられ、意見発信を行うとすると、実際に適用されて課題が検出された後の適用後レビューのタイミングになるのではないか。

5. エンドースメント手続の結論において、例えば、保留や暫定結論はあり得るか。

→結論の保留は実質的に「削除又は修正」と同じであり、エンドースメントを適時に行う観点で保留の結論を下すのは困難と思われる。

6. IFRS 第 15 号の開示については、各社の適用準備状況から意見発信の候補が抽出される可能性があると考えられるため、「削除又は修正」の要否の検討だけでなく、意見発信の要否の検討の可能性も言及しておくべきである。
7. IFRS 第 15 号の適用や監査が進捗しないと、実情が分からない面もあり、現時点で意見発信できる内容は、要求事項の明確化など限定的であると想定されるため、現時点では「削除又は修正」を行わずに受け入れ、適用後レビュー時などに改めて意見発信を検討すべきではないかと考える。
8. エンドースメント手続での開示に関する結論と、日本基準での収益認識の基準の議論とは切り離して考えるべきである。
9. 将来 IFRS 第 15 号の適用後レビューを行う場合、当作業部会はどのように関与することになると考えられるのか。
→当作業部会では、適用後レビューの結果として IFRS 第 15 号が改正された際に、当該改正項目について評価を行うことになることが想定される。
10. 財務諸表利用者にとっての有用性、作成者及び監査人の負担について、実際の適用が行われて初めて識別される部分もある。このため、一旦、IFRS 第 15 号全体を受け入れ、今後、振り返りの機会を持つことが必要ではないか。
11. 現時点で意見発信しないとしても、今回の手続で意見発信をしないと決める必要はなく、必要に応じて対応すべきである。

第 32 回作業部会（2017 年 3 月 27 日開催）で聞かれた意見

（IFRS 第 15 号における開示の検討）

12. IFRS 第 15 号に記載されている便益に関する IASB の説明は十分でなく、また、IFRS 第 15 号が開示の充実の目的を達成したとの IASB の評価に完全に同意している訳ではないが、一旦、受け入れて実務の中で評価していくしかない。
13. IASB としては、便益がコストを上回ると結論付けているところ、その結論を否定する根拠が現時点ではなかったとして受け入れることが考えられるのではないか。
14. 「他国で開示が行われる中で特に我が国として懸念があることを表明する必要があると思われる」との記述を理由とする場合、今後、適用前の IFRS についての意見発信が制約される可能性を懸念する。また、開示については、実務の蓄積がない中で評価が困難であり、「削除又は修正」を必要最小限にとどめる観点を理由に含

めてはどうか。

15. IFRS のエンドースメント手続は、「削除又は修正」を必要最小限とすることを前提としている点で、日本基準の開発と異なっている。このため、便益とコストのバランスの評価も当該前提を踏まえたものと考えらるべきである。
16. IASB による適用後レビューの実施を「削除又は修正」を行わない理由としていることについて、適用後レビューのタイミングで改めてエンドースメント手続を実施するからとしているように見受けられるが、その理解でよいか。

→エンドースメント手続と適用後レビューは、直接の関係はないと考えられ、理由の修正を検討する。

以 上